

平成 26 年度事業計画書

平成26年度事業計画

第1 基本方針

近年の急速な少子高齢化の進行、一人暮らし高齢者の増加や、今なお厳しさが続く経済情勢・雇用環境等により、社会的孤立、経済的困窮・格差拡大等の生活・福祉課題が顕在化しています。

このようななか、本会における地域福祉活動の指針となる「第3次地域福祉活動計画」の策定に取り組むとともに、生活困窮者自立相談支援事業の実施及び成年後見制度における法人後見受任に向けた準備を進めてまいります。

今年度も、コンプライアンス（法令等遵守）体制の確立及び法人運営の透明性を図り、公益性・中立性を確保した事業推進に努めます。

第2 重点目標

1 地域福祉活動の推進

地域の特性と課題に応じた地域福祉活動及びボランティア活動の支援に取り組みます。

- ・ 地域の特性と課題に応じた地域福祉のネットワーク化を図り、地域の相談体制を構築します。
- ・ 地域で行われている地域福祉活動及びボランティア活動の情報を把握・整理し、ボランティアコーディネートの充実に取り組みます。
- ・ 地域ボランティアの人材育成を行い、地域福祉活動・ボランティア活動の支援に取り組みます。
- ・ 災害ボランティア活動のベースとなる災害ボランティアセンター設置・運営訓練を全職員を対象に実施します。

2 地域福祉活動推進のための基盤整備

住民参加による地域福祉活動及びボランティア活動を支える条件づくりを支援し、地域力の結集を図ります。

3 政令市社協としての地域福祉活動の推進

政令市社協として、区事務所は市民に身近な「地域福祉の中核的推進機能」を役割とし、本所は「全市的な調整機能」を役割として担い、地域福祉推進を図ります。

第3 地域福祉活動の事業実施計画

基本目標1 地域福祉活動の推進

推進項目(1) 住民相互の連携強化

ア 地域福祉のコーディネート

校区社会福祉協議会を中心として取り組まれている住民参加や他団体との協働による地域福祉活動を、小学校区単位でより密着した活動になるよう支援していきます。

<実施事業>

小地域ネットワーク活動の推進

- ・各地域団体間の連携強化
 - 校区社協との連携
 - 民生委員・児童委員との連携
 - 自治会との連携
- ・ふれあい・いきいきサロンの推進
- ・災害時要援護者支援事業の推進
- ・一人暮らし高齢者等への見守り体制の構築

推進項目（２） 地域福祉活動を担う人材育成

ア 地域におけるボランティア活動の推進

一人暮らし高齢者、障がい者、子どもなど、住民一人一人が住み慣れた地域で、自分らしく生きていけるように、地域福祉を支えるボランティア活動やNPO 法人との協働を充実させることにより、住民相互の助け合い・福祉コミュニティの形成に努めていきます。

<実施事業>

ボランティア活動支援

- ・活動場所の提供・コーディネート
- ・ボランティア情報の提供
- ・熊本市市民活動支援センター「あいぼーと」におけるボランティアアドバイザー相談窓口の設置と協働事業の推進

イ 地域ボランティアの育成

ふれあい・いきいきサロンや会食会は住民同士の交流や対話を促す場であり、接点を見いだすことができる「楽しい地域福祉活動」として急速に広がっています。

こうした住民同士が気軽に交流しあえる場を数多く作りだし、更にふれあい・いきいきサロンなどの事業を一つの手がかりとして、ふれあいランチ給食サービスが会食会をする形へ、ふれあい・いきいきサロンが見守り活動へと発展していくようコーディネートしていくことや、相談ニーズに応じた専門的ボランティアの育成を基本的な方向としていきます。

更に、65歳以上の市民を対象とした介護保険サポーター・ポイント制度を活用し、介護予防や元気高齢者づくり事業を進めます。

<実施事業>

- (7) 地域ボランティアの育成
 - ・地域ボランティア研修会の開催
 - ・専門的ボランティア養成講座（傾聴ボランティア・視覚障がい者ガイドボランティア）
 - ・地域のニーズにそったボランティア講座
- (イ) ボランティアリーダー発掘・育成
 - ・ボランティアコーディネーター研修会
 - ・ボランティアアドバイザー相談員養成講座
 - ・くまもと災害ボランティアリーダー研修会
 - ・熊本市社会福祉協議会災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- (ウ) 熊本市介護保険サポーター・ポイント制度

基本目標 2 地域福祉活動推進のための基盤整備

推進項目 住民主体の地域福祉活動のための仕組みづくり

ア 地域資源の活用・連携

現存する社会資源を利用し、コーディネートするだけでなく、社会資源を利用者のニーズに即して柔軟に改善、拡充し、更には、地域に働きかけ、新しい社会資源を開拓、開発していく環境改善活動を支援していきます。

<実施事業>

- (7) 住民座談会の開催
 - ・校区社協行動計画策定の支援
- (イ) 地域福祉活動の拠点づくり
- (ウ) 熊本市老人福祉施設協議会との第4次ワークショップの開催

イ 社会福祉協議会の基盤強化

職員の資格取得を支援し、業務遂行能力を高め、事務局機能の活性化を促進していきます。

<実施事業>

- (7) 職員の人材育成
 - ・職員研修の充実
 - ・専門知識の取得
- (イ) 地域福祉活動財源の増強
 - ・増収対策と支出削減対策の実行
財政基盤強化への取組み
 - ・会員制度の拡充
正会員の拡充

賛助会員の拡充

- ・ 経営改善への取り組み
- ・ いきいき市民福祉基金の効率的な運用

基本目標 3 政令市社協としての地域福祉活動の推進

推進項目 政令市社協としての機能強化

ア 区事務所の機能強化

地域福祉の中核的推進機能をなお一層向上させるため、各区の福祉ニーズにすばやく対応できるよう区事務所の機能強化を図ります。

イ 校区社協との連携強化

校区社協と連携し、地域の福祉ニーズに対応した支援活動に努めます。

ウ 市民生委員児童委員協議会との連携強化

市民児協と連携し、住民の福祉ニーズの把握に努め、要援護者の支援活動に努めます。

第 4 事業実施項目

法人運営部門

1 信頼性の高い事業運営

- (1) 理事会（年 5 回 4 月、5 月、10 月、2 月、3 月）
- (2) 監査（年 2 回 5 月、12 月）
- (3) 評議員会（年 4 回 5 月、10 月、2 月、3 月）
- (4) 委員会
 - ・ 生活福祉資金貸付調査委員会（月 1 回）
 - ・ 地域福祉権利擁護事業契約締結審査会（月 1 回）
 - ・ 法人後見事業運営検討委員会（年 6 回）
 - ・ 地域福祉活動計画策定委員会（年 4 回）
 - ・ いきいき市民福祉基金運営委員会（年 3 回）
 - ・ ボランティアセンター運営委員会（年 2 回）
 - ・ 福祉金庫審査委員会（年 1 回）
 - ・ 生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議（随時）
 - ・ 苦情処理委員会（随時）

2 財務の強化

会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「民間財源」、市補助金収入、受託金収入などの「公費財源」などを財源として運営しています。本年も、昨年に

引き続き賛助会費の募集計画を定め、全職員による募集運動を行い安定した自主財源の確保に努めます。

3 広報紙いきいき福祉「すまいる」の発行

市民へ広く、本会の事業や最新の福祉サービス等の情報提供を行い、社会福祉への関心を高め、福祉活動への参加促進を目的に発行します。

4 ホームページの充実と SNS の活用

本会が推進する地域福祉活動及びボランティア関連等の情報を、facebook 等の SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を活用し、PR に努めます。

5 社会福祉援助技術現場実習の受け入れ

社会福祉の実践において、必要な知識・技術や考え方について、実際の社会福祉業務を体験し、専門職としての能力を育てることを目的に、実習生の受け入れを行います。

地域福祉活動推進部門

1 地域福祉活動の推進

(1) ふれあい・いきいきサロンの推進

高齢者や障がい者等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいくくりや仲間づくりの輪を広げ、地域における介護予防、見守り活動の拠点となる「ふれあい・いきいきサロン活動」を支援します。

(2) (基幹型) 元気はつらつサロンの運営 (介護予防普及・啓発事業)

ア 閉じこもりがちな高齢者や介護リスクの高い高齢者の「心」と「体」の元気づくりを推進するため、福祉施設と連携し、介護予防に効果的なメニューを提供できる拠点づくりを行います。

イ 高齢者元気づくりサポーターを養成し、(基幹型) 元気はつらつサロンの効果的な運営と高齢者の日常生活の支援体制の構築を図ります。

(3) 高齢者元気づくり推進研究会

高齢者の元気づくり (介護予防) の具体的方法を調査・研究する機関として、専門家や実践者等で構成する「高齢者元気づくり推進研究会」を設置します。

(4) 高齢者元気づくり応援協定の締結

様々な機関と応援協定を締結することにより、全市的な介護予防の展開を図るための環境づくりを行います。

(5) 災害時要援護者支援事業の推進

ア 自治会や自主防災クラブ、民生委員・児童委員等、地域の団体と連携し、災害時における要援護者の避難支援体制づくりをすすめます。

イ 「災害時における福祉避難所等設置運営に関する協定」を更に検証し、効

果的な運用をめざすため、「福祉避難所協力員」を新設し、専門職やボランティアの人的派遣の充実をめざします。

(6) ジュニアヘルパー養成事業の推進

ア 小学生及び中学生をジュニアヘルパーとして養成し、近隣の高齢者宅を訪問し、お話し相手や簡単なお手伝い等の見守り活動を行うことにより、高齢者の孤立化防止や安否確認、あわせて日常生活を通じた世代間の交流を図り、近隣住民相互による助け合い・支え合いの気運を高めるとともに、重層的な見守り体制の構築を図ります。

イ ジュニアヘルパーOBを中心とした「高校生ボランティアサークルKFF」の組織拡大を図り、継続した高齢者の見守り強化と地域全体で高齢者を支援する体制づくりを図ります。

(7) ふれあいランチ給食サービスの推進

高齢者や障がい児(者)に、定期的にふれあいランチ給食を提供することにより、自立的生活の助長や社会的孤独感を解消するとともに、安否確認を行います。

(8) 高齢者SOSサービス事業の推進

各校区社会福祉協議会等と協働で、台風や大雨等の災害時に、高齢者や障がい者等を近隣の社会福祉施設や医療機関へ、一時的に避難できる体制づくりを推進します。

(9) 熊本市老人福祉施設協議会との第4次ワークショップの開催

熊本市老人福祉施設協議会所属の施設(62施設)と年5回のワークショップを行い、相互の機能やノウハウを活かした地域福祉活動の展開をめざします。

2 福祉大会の開催

社会福祉協議会活動の普及・啓発を目的とした「福祉大会」を開催し、更なる地域福祉の推進を図ります。

3 第3次地域福祉活動計画の策定

今後の地域福祉活動の展開を示す計画策定の準備を行います。

4 地域におけるボランティア活動の推進

(1) ボランティアコーディネートの充実

多様化するニーズに合わせて、ボランティアコーディネーターが、受け手と担い手のニーズにあった活動の調整を行い、福祉分野に特定しない様々なボランティア活動の推進・支援を行います。

(2) 災害時におけるボランティア活動の体制づくり

ア 防災意識の普及・啓発・向上を図るため防災関係機関が協力し、研修及び訓練等を行い、災害ボランティア活動の取り組みを学びます。

イ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿って、熊本市

災害対策本部との連携のもと、災害ボランティアセンターを設置します。

- (3) 熊本市市民活動支援センター「あいぽーと」でのボランティア相談コーナーの充実

「あいぽーと」において、ボランティア登録・相談コーナーを設け、ボランティアアドバイザーがボランティア活動に関する相談に応じます。

- (4) 地域のニーズに沿ったボランティア講座

病院・福祉施設・学校・企業・地域からの依頼に応じて、ボランティアセンター職員、ボランティアアドバイザーが講師となり、生徒・学生や職員・地域住民を対象に講演や体験学習を行い、ボランティアの育成・発掘を目的に実施します。

- (5) ワークキャンプの開催

次代を担う高校生を対象に、福祉の体験学習、施設利用者とのふれあいを通じて福祉への関心を深め、同時にボランティア活動の意識の高揚を図り、自ら学び成長していくことを目的に開催します。

更に、大学生、社会人を対象とした社会人ワークキャンプ事業も併せて実施します。

また、旧城南町においては、小学校3校・中学校1校の児童・生徒を対象に、社会福祉施設4か所の協力を得て実施します。

- (6) 第35回くまもと市民ボランティア週間事業

ボランティア活動者が、毎年11月の第2週に一堂に集い、ボランティアの輪を広げ、市民にボランティア活動への理解を深めてもらうために実施します。

- (7) 熊本市ボランティア連絡協議会

ボランティア団体相互の連絡調整及び情報交換を行い、ボランティアの資質向上と市民のボランティア活動への参加促進を支援します。

- 5 ボランティア情報紙「ニーズ通信」の発行

ボランティア登録者や学校、地域内の福祉施設等に、ボランティアや福祉情報を提供します。(月1回発行)

なお、情報提供の方法につきましては、情報誌をメールでの配信やホームページへ掲載し提供します。

- 6 障がい者の社会参加へのきっかけづくり

- (1) 希望荘成人式

障がいのある方々が、家族の支え、そして周りの支援によって多くの困難を乗り越え、成人を迎えられたことをお祝いし、更に希望を持って活躍されることを願って開催します。

- (2) 植木町地区障がい者団体による交流会等への支援〔旧植木町〕

身体障がい者福祉協会、手をつなぐ育成会等の福祉団体と連携し、障がい者の方々の交流会を支援します。

7 事業運営協力

- (1) 日本赤十字社熊本市地区本部
- (2) 熊本市共同募金委員会

8 その他の事業

- (1) 在宅寝たきり老人等介護者手当事業〔旧城南町〕
- (2) 福祉まつり事業への協力〔旧城南町〕

福祉サービス利用支援部門

1 総合相談体制の充実

地域で生活する低所得者、高齢者、障がい者など、住民が抱える悩みに適切に対応するために民生委員・児童委員や他機関と連携し総合相談体制の充実を図ります。

(1) 資金貸付と償還促進（各区事務所にて対応）

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・福祉金庫貸付事業

(2) 緊急一時援護費（各区事務所にて対応）

緊急に援護を必要とする者に対して、旅費等の一部を支給し自立生活の支援を図ります。

(3) 地域ふれあい相談機能の充実

市民の生活上の様々な悩みごと相談に経験豊かな相談員が面談、電話で対応し問題解決を図ります。

(4) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者を把握し相談を受け、生活困窮者の抱える課題を分析し、支援に向けたプランを作成し自立に向けての支援を行います。

2 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実

判断能力が十分でない認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の方々が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、また生活課題を抱えた利用者には、関係機関とより一層連携して、解決を図ります。

- ・「契約締結審査会」の運営
- ・地域生活支援員の確保と養成
- ・関係機関・団体との連携強化及び広報啓発

3 成年後見制度法人後見事業実施に向けての準備

地域福祉権利擁護事業で支援が難しくなった利用者や成年後見制度が必要とな

った方々に対して、成年後見制度の利用を推進し、より安心して生活ができるように支援していくための法人後見事業受任に向けた準備を行います。

- ・法人後見受任に向けての検討及び職員研修の強化
- ・市民後見人の養成研修（市受託）
- ・法人後見事業運営検討委員会の設置

在宅福祉サービス部門

1 介護保険関連事業の実施

(1) 富合介護保険事業所

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・障害福祉サービス事業（居宅介護）

(2) 植木介護保険事業所

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴介護事業
- ・障害福祉サービス事業（居宅介護）
- ・地域生活支援事業（移動支援・ガイドヘルパー）

2 地域包括支援センター事業〔熊本市高齢者支援センター ささえりあ 火の君〕

熊本市からの委託事業であり、主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師等の資格を有する職員配置が必須です。

業務の内容としては、①介護予防事業に関するケアマネジメント業務、②総合相談及び権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④在宅高齢者福祉事業に関する支援、⑤指定介護予防支援業務、⑥ケアマネジメントに関する相互の連携、⑦地域運営協議会の設置及び運営、⑧熊本市災害時要援護者支援制度への協力、⑩家族介護者教室の開催、⑪介護予防教室の開催、⑫多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築等があります。

3 その他の事業

- (1) 熊本市産後ホームヘルプサービス事業〔旧富合町・旧植木町〕
- (2) 熊本市養育支援家庭訪問事業〔旧富合町〕

施設経営

養護老人ホームの経営

高齢化が進む中において、利用者のニーズに的確に応えることが出来る施設として、

その機能の維持向上に努めるとともに、利用者ひとりひとりが、明るく快適な生活を営むことができるよう、日常生活上の自立支援に必要なサービスを提供し、利用者の生活力を高めるための支援を行うことを目的に経営します。

目標として、次に掲げる事項を中心に事業展開を図ります。

- (1) 利用者・地域社会・関係機関から信頼され期待される施設として、安定した施設経営に努めます。
- (2) 個別処遇計画に基づき、適切な支援を行うことで事故防止や生きがい支援を図り心身の健康増進に努めます。
- (3) 地域住民・各種団体との交流を深め、利用者のふれあいの機会を増やします。また、施設実習やボランティアの受け入れを積極的に行い、地域に開かれた施設づくりに努めます。